

インターネットを通じて牛肉の 販売を行う販売業者の皆様へ

国産牛肉を販売する際は「**個体識別番号**」を
表示する必要があります。

国産牛肉の販売業者は牛トレーサビリティ法に基づいて、
個体識別番号を表示しなければなりません。

表示すべき事項

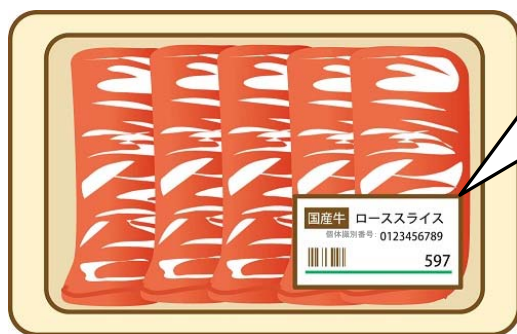
- ・個体識別番号又はロット(荷口)番号
- ・ロット番号表示をする際は問い合わせ先も表示

消費者が、購入した牛肉の個体識別番号を検索すれば、生産
履歴情報をいつでも確認できるようにしておく必要があります。



個体識別番号・ロット番号の表示方法

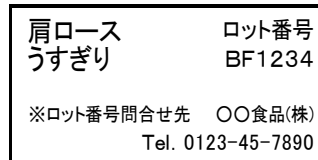
包装や送り状などの見やすい場所へ表示します。



個体識別番号の表示例



ロット番号の表示例



(独)家畜改良センターの牛の個体識別情報検索サービスから
国産牛肉の生産履歴を確認できます。

<https://www.id.nlbc.go.jp/top.html>

